

令和8年3月18日

河合町議会議長 疋田 俊文 殿

提出者	河合町議会議員	佐 藤 利 治
賛成者	河合町議会議員	中 山 義 英
賛成者	河合町議会議員	坂 本 博 道
賛成者	河合町議会議員	杵 本 貴 司
賛成者	河合町議会議員	大 西 孝 幸
賛成者	河合町議会議員	梅 野 美智代
賛成者	河合町議会議員	杵 本 光 清
賛成者	河合町議会議員	長谷川 伸 一
賛成者	河合町議会議員	馬 場 千恵子
賛成者	河合町議会議員	常 盤 繁 範

河合町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会基本条例の一部改正について

河合町議会基本条例第28条「危機管理」の一部改正を行うに至った背景には、南海トラフ巨大地震が、いつ発生しても不思議ではない状況にあることによる。具体的には、2025年9月に政府の地震調査委員会が、南海トラフ巨大地震の「今後30年以内の発生確率」を、従来の80%程度から「60%～90%程度以上」に改定している。条例改正の目的としては、主に2点。

1点目、議会は、大規模災害など不測の事態が発生しても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、議会機能の的確な維持に努めなければならないこと。

2点目、災害時に、議員が迅速かつ的確に活動するためには、議員の活動を明記する必要があること。

以上の2点は、東日本大震災を教訓としたもので、全国的にも、自治体の議会基本条例見直しの際には、災害時の議会对応として、新たに規定を追加する自治体は増えている。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和8年3月定例会において、河合町議会基本条例の一部改正を発議するものである。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

令和8年3月18日

奈良県北葛城郡河合町議会